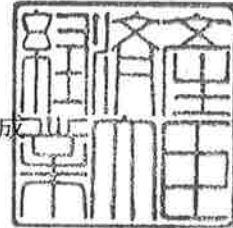


経済産業省

20190129財福第2号  
平成31年2月5日

福島県知事 内堀 雅雄 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領の一部改正について

上記実施要領を別添のとおり制定したので、通知します。

## 経済産業省

制定：平成28年3月14日  
20160304財地第1号  
改正：平成30年1月29日  
20180123財福第2号  
改正：平成31年2月5日  
20190129財福第2号

被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領を次のとおり制定する。

平成28年3月14日

経済産業大臣 林 幹雄

### 被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領

#### 第1 目的

被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進基金）（以下「補助金」という。）は、補助金の交付を受けた福島県（以下「県」という。）が、事業再開・帰還促進基金（以下「基金」という。）を造成し、これを活用して、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の12市町村（以下「12市町村」という。）が各々の事情を踏まえて実施する需要を喚起する取組を支援することにより、12市町村において事業者が帰還を決断しやすい環境を整備することを目的とする。

#### 第2 業務内容

県は、以下に示す1. 基金の造成、2. 基金の基本的事項の公表、3. 基金の管理・運用に加え、12市町村が各々実施する第4 事業再開・帰還促進事業（以下「事業再開・帰還促進事業」という。）に対する交付金の交付及びこれに関連する業務（以下「基金事業」という。）を行うものとする。

##### 1. 基金の造成

県は、被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進基金）交付要綱（以下「交付要

綱」という。)に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

## 2. 基金の基本的事項の公表

県は、基金の名称、基金額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金の造成後速やかに公表するものとする。

## 3. 基金の管理・運用

(1) 県は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。

- ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に経済産業大臣（以下「大臣」という。）の了解を得るものとする。
- ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
  - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
  - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
  - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は、基金事業に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

(3) 基金からの支払に当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。

## 4. 基金の残額の扱い

(1) 県は、基金管理の終了する時には、基金の精算に係る報告を速やかに大臣に報告しなければならない。

(2) 大臣は、前項の報告を受けた場合に、基金に残額があると認める場合には、期限を付して当該残額のうち補助金相当額について国庫への返還を命ずるものとする。

(3) (2)の期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 5. 基金事業の遂行が困難となった場合

県は、基金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

## 6. 基金事業の終了等

(1) 事業再開・帰還促進事業は平成33年3月31日に終了し、県が基金事業を行う期間は、事業再開・帰還促進事業に係る精算が終了するまでとする。

(2) 大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができる。

- ① 県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しく

はこの実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反するなど基金管理団体として不適切な行為をした場合

② 社会情勢等の変化等により基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (3) 大臣は、変更を命じた場合、命令にかかる基金のうち補助金相当額については、期限を付して、国庫への返還を命ずることができるものとする。
- (4) 4. (3)の規定は、前項の返還の規定について準用する。
- (5) 基金事業の終了後又は基金の解散後において、事業再開・帰還促進事業の実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

## 7. 基金の経理等

- (1) 県は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 県は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

## 8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金管理を適正に実施するため必要があると認めるときは、県に対して報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、県に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとし、基金を毀損していると認める場合には、期限を付して基金への充当を命じるものとする。
- (3) 4. (3)の規定は、前項の返還の規定について準用する。

## 9. 基金事業に係る重要な変更の報告

県において、基金管理又は本実施要領の第3に定める事業の指導監督に係る事務実施体制の変更等、基金事業又は事業再開・帰還促進事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

## 10. 余剰金の返還

- (1) 大臣は、8.に基づく検査等又は、9.に基づく実施体制の変更等の結果、基金に余剰があると認めるときは、県に対し、余剰金の返還を求めることができる。
  - (2) 県は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けたときは、速やかに余剰金を国庫に返還しなければならない。
- なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途、大臣と協議を行うこととする。

## 11. 基金事業の実施状況の報告

県は、基金事業の実施状況として、基金管理状況に加えて、12市町村における事業再開・帰還促進事業の実施状況（事業再開状況や住民の帰還状況等事業再開・帰還促進事業の効果を定量的に示すものを含む。）について、当該年度の翌年6月30日までに大臣に報告を行わなければならない。

## 12. 補助対象経費

県が実施する事業について、補助対象経費は別表1のとおりとする。

### 第3 県による事業再開・帰還促進事業の指導監督

県は、12市町村がそれぞれ実施する事業再開・帰還促進事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める指導監督を行うものとする。

#### 1. 報告徴収による事業の実施状況の把握と国への報告及び市町村の指導

県は、事業再開・帰還促進事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために12市町村に報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。また、必要に応じて12市町村に対し改善を指導するものとする。

#### 2. 事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合の国への報告及び12市町村の指導

県は、事業再開・帰還促進事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、12市町村に対し必要な改善を指導するものとする。

### 第4 事業再開・帰還促進事業

県は、基金を用いて、以下に定める事業再開・帰還促進事業に対して交付金を交付するものとする。また、県は、交付決定の内容について、事前に大臣の了解を得るものとする。

#### 1. 定義

事業再開・帰還促進事業とは、12市町村が実施する、事業者の事業再開や住民の帰還を促進する以下の取組をいう。

- (1) 住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部補助（以下「事業1」という。）
- (2) 需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部補助（以下「事業2」という。）
- (3) 商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部補助（以下「事業3」という。）
- (4) 事業1から事業3を実施するのに必要な市町村における事務的経費に対する一部補助（以下「事業4」という。）

事業再開・帰還促進事業でいう商店街とは、小売業、サービス業等を営む者の店舗等が主体となって街区を形成し、これらが何らかの組織を形成しているものをいう（法人格の有無及びその種類を問わない。）。

#### 2. 補助対象者及び補助金の交付額等

事業1から事業3における補助対象者、補助率及び補助対象経費並びに事業4における補助対象経費は別表2に定めるほか、次項により規定される実施細則及び指針によるものとする。

### 3. 実施細則等の制定

- (1) 県は、事業再開・帰還促進事業の実施に必要となる補助金の交付の手續等について、別途、実施細則及び指針を定め、大臣の了解を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 実施細則については、以下の事項を含むものとする。
  - ① 交付要件に関する事項
  - ② 交付申請及び実施計画並びに実績報告に関する事項
  - ③ 交付決定及び補助金の額の確定等に関する事項
  - ④ 取得財産の管理等
  - ⑤ その他必要な事項
- (3) 県は、実施細則に加えて、第1に示した目的の実現に向けて、基金事業の効果を高めることを目的に、12市町村による実施計画策定の資となる指針を作成し、公表しなければならない。

### 4. 事業の内容及び実施体制の整備

県は、12市町村において事業再開・帰還促進事業を適切に実施させるため、以下を行うものとする。

- (1) 説明会及び公募の実施
- (2) 交付先選定のための第三者委員会の設置及び運営並びに交付先の採択
- (3) 交付決定に係る業務（交付申請の受理・交付決定通知書の発出等）
- (4) 事業の進捗状況管理、確定検査、支払手続及び交付先からの関する問い合わせへの対応
- (5) 事業再開・帰還促進事業に関する問い合わせへの対応
- (6) その他事業管理に必要となる事項についての対応

### 5. 事業実施期間

県は、平成33年5月31日までに事業再開・帰還促進事業における補助金の支払を終了させるものとする。

### 6. 事業終了後の精算と残金の返還

県は、事業再開・帰還促進事業終了後、精算を行う。その際、12市町村が事業再開・帰還促進事業の原資として県の基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを県の基金に返還させるものとする。

### 7. 財産の処分制限

- (1) 県は、12市町村に対する交付事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の処分制限を別に定めなければならない。
- (2) 県は、12市町村が取得財産等を処分した場合は、12市町村に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。
- (3) 県は、12市町村に前項の金額の納付を命じた場合は、その納付された全額を基金に繰り入れることとし、速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、大臣は、県がこの要綱に基づく事業を行わなくなった場合において、12市町村から県に前項の金額が納付された場合には、県に対し、当該金額を国庫に返還するよう命じるものとする。

る。

## 第5 その他

### 1. 事業実施に関して県が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

県が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、県の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとする事ができる。

### 2. 契約の相手方の制限

県は、事業再開・帰還促進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは事業再開・帰還促進事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、次の措置をとることとする。

- (1) 契約の相手方に対し、事業再開・帰還促進事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとる。
- (2) 県は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、事業再開・帰還促進事業の運営上、当該事業者でなければ事業再開・帰還促進事業の遂行が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- (3) 大臣は、県が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、県は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- (4) (1) から (3) までの規定は、事業再開・帰還促進事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、県は、必要な措置をとる。
- (5) 県は、12市町村に補助金を交付するときは、(1) から (4) までの規定に準ずる条件を付す。

### 3. その他

県は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたときその他必要が生じた場合、あるいは本実施要領に記載のない細部については、大臣と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表 1

経費区分	補助対象経費
人件費	<p>県が基金の管理・運用及び事業再開・帰還促進事業を実施するために、県が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分を含む。）とする。</p> <p>単価については、県の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた単価を設定するものとする。</p> <p>なお、事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない業務に対する支払はできないものとする。</p>
事業費	<p>県が基金の管理・運用及び事業再開・帰還促進事業を実施するために必要な諸謝金、会議費、会場代、職員旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品費、雑役務費、広報費とする。</p>

別表 2

事業区分	交付要件
事業 1	<p><u>1. 補助対象者</u></p> <p>1 2 市町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者</p> <p><u>2. 補助率（割引率）</u></p> <p>上限 30 パーセント。ただし、事業再開・帰還促進交付金の目的に鑑み、転売等を防止する観点から適切な上限額を設定すること。</p> <p><u>3. 補助対象経費</u></p> <p>商品の割引に要する経費</p> <p><u>4. その他</u></p> <p>割引の適用を受けられる者は、1 2 市町村の住民（避難中の住民を含む。）とする。</p>
事業 2	<p><u>1. 補助対象者（プレミアム付事業再開・帰還促進券を使用することができる対象者）</u></p> <p>1 2 市町村における一般消費者を対象とした小売業等の事業者</p> <p><u>2. 補助率（プレミアム率）</u></p> <p>上限 50 パーセント</p> <p><u>3. 補助対象経費</u></p> <p>プレミアム付事業再開・帰還促進券の換金に要する経費</p> <p><u>4. その他</u></p> <p>(1) プレミアム付事業再開・帰還促進券を購入できる者は、1 2 市町村の住民（避難中の住民を含む。）等とする。</p> <p>(2) 事業再開・帰還促進交付金の目的に鑑み、一人あたりの購入上限金額及び枚数を設定すること。</p> <p>(3) 転売等を防止するための適切な対応を行うこと。</p>
事業 3	<p><u>1. 補助対象者</u></p> <p>商工会、商工会議所、商店街を構成する事業者等</p> <p><u>2. 補助率</u></p> <p>定額。ただし、補助上限額は 1 件あたり 400 万円。</p> <p><u>3. 補助対象経費</u></p>



	<p>イベント等の実施に要する経費（謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費、資料購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費、その他の経費（事業の遂行上、必要となる経費））</p>
事業4	<p><u>補助対象経費</u></p> <p>○事業1から事業3の実施に必要となる人件費</p> <p>12市町村が事業再開・帰還促進事業を実施するために、12市町村が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分を含む。）とする。</p> <p>単価については、12市町村の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。</p> <p>なお、事業の実施により新たに発生する業務について生じる経費のみを支払の対象とするものであり、事業実施に直接関係のない業務に対する支払はできないものとする。</p> <p>○12市町村が事業再開・帰還促進事業を実施するために必要な事業費（諸謝金、採択審査委員会運営費、旅費、プレミアム付事業再開・帰還促進券発行費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品費、雑役務費、広報費、委託費）</p>

附 則（20180123財福第2号）

この規程は、平成30年1月29日から施行する。

附 則（20190129財福第2号）

この規程は、平成31年2月5日から施行する。